

第4次福岡市食育推進計画期間の見直しについて

1 趣旨

福岡県食育・地産地消推進計画との整合性を図りつつ、福岡市食育推進計画のさらなる充実のため、現行の計画期間を1年延長し、令和9年度に次期計画を策定する。

2 現行計画の変更点

第4次福岡市食育推進計画

第1－3 計画期間（3ページ）

【変更前】

本計画期間は令和4年度から令和8年度の5年間とします。

【変更後】

本計画期間は令和4年度から令和9年度の6年間とします。

3 見直しの内容

- (1) 次期計画は、県と同様に、食育基本法に加えて地産地消法（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律）に基づく計画として策定する。

【理由】

- ・食育については、食育基本法によって、市町村は、都道府県食育推進計画を基本として計画を作成するよう努めなければならないとされている。
- ・地産地消については、地産地消法によって、市町村は、国の基本方針を勘案して計画を定めるよう努めなければならないとされている。
- ・本市では、食育については、食育推進計画を策定し、地産地消については、農林業総合計画及び水産業総合計画において施策などを定めている。
- ・県の計画は令和9年度に改定される予定であり、これにあわせ、その内容を踏まえて市も両法に基づく計画を策定することとする。

- (2) 現行計画の目標値は据え置き、令和9年度に評価を行う。

- (3) 地産地消法にも基づく計画となることに伴い、現在の食育推進会議の位置づけを見直す。

4 スケジュール（予定）

R8.5 令和8年度食育推進会議

R9.3 関係条例の見直し

・福岡市食育推進会議条例の廃止

・福岡市附属機関設置に関する条例の改正

R9.4～ 新たな附属機関で計画を審議

年 度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
福岡県食育・地産地消推進計画	現行計画			次期計画					次々期
福岡市食育推進計画	現行計画		計画延長	5次計画					次々期
市議会・審議会	議会報告	条例見直し	数回開催					数回開催	

（参考：法律に基づく計画の策定状況）

	福岡県		福岡市	
根拠法令	食育基本法	地産地消法	食育基本法	地産地消法
計画名	食育・地産地消推進計画		食育推進計画	※農林業総合計画・水産業総合計画で施策等を設定
策定主体	県（有識者等会議）		食育推進会議	市

見直し

福岡市	
食育基本法	地産地消法
食育・地産地消推進計画（仮称）	
※ 地産地消に係る内容は、農林業総合計画及び水産業総合計画との整合を図る。	
市（審議会）	